

兵庫県経営者協会「女性産業人懇話会」規約

第1条 [団体名・事務局]

この会は「女性産業人懇話会」と称し、兵庫県経営者協会内に事務局をおく。
また、この会の愛称は「VAL21」と称する。

*当会の産業人とは、組織に所属し仕事に携わり、社会経済の担い手になっている人を指します。

第2条 [目的]

この会は、新しい時代の求める働く女性のあり方を目指した研究・相互啓発・後輩の育成に努めることを目的とする。

第3条 [事業]

この会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- ①経営、および、労働等の実態調査・研究・情報交換
- ②会員、および、後輩の能力開発の事業
- ③会員内外の相互交流
- ④会員の外に向けての情報提供・研究発表・提言
- ⑤その他、この会の目的を達成するために必要な事業

第4条 [会員]

この会は、意欲をもって働く女性を対象とし、メンバー会員と行政会員の2者で構成される。

- ①メンバー会員とは、企業・団体等に属し、本会の趣旨に賛同し、幹事会の承認を受けた人とする。又、正社員以外のパートや嘱託であっても、幹事会の承認を受けた人は、メンバーとして受け入れられる。なお、入会できる人数は、1社につき2名までとする。
- ②行政会員とは、行政機関に勤務し、この会の趣旨に賛同し、入会した人を行政会員とする。メンバーと同様に本会を支える。

第5条 [役員]

この会に次の役員をおく。

代表幹事 : 1名

代表幹事は、女性産業人懇話会の事業に関する責任、及び経営者協会全体や外部機関との連携においてもその役割を担う。

副代表幹事 : 若干名

代表幹事を補佐し、または代行してその任を担う。

幹事 : 若干名

本会の事業に関して効果的、効率的な運営に努める役割を担う。

第6条 [役員任期]

役員任期は2年とする。但し再任は妨げない。

ただし、幹事については、会員の多くが経験できるようにするため、その半数が順次交代することを原則とする。

役員は、総会により次年度の新役員が選任されるまでは、その任務を負う。

ただし、途中で欠員が生じた場合については、幹事会において後任を選任していくが、残任期間や事業運営状況を判断し、選任しないこともある。

第7条 [役員選出]

役員選任は、総会において幹事会より提案し、会員の承認を得て決定する。

幹事会から総会に提案する役員候補については、第5条に鑑み、経営者協会と連携して選定する。

第8条 [世話役]

この会には世話役をおくことができる。

世話役は、毎月持ち回りとし、例会の運営にあたる。

第9条 [分科会]

この会に必要な都度、分科会を設けることができる。

第10条 [総会・幹事会]

この会は、年1回 定時総会を開く。

但し、必要が生じた場合は、臨時に開催することができる。

幹事会は随時開催する。

第11条 [例会]

この会は毎月1回 原則として第2木曜日の夕刻に例会を開く。

但し、必要に応じ臨時に開くこと、および、開催日時の変更ができる。

第12条 [会費]

この会の会費は年額 12,000 円とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は年額 5,000 円とする。

①第4条②項に該当する者。

②勤務先（企業・団体）の許可を得ることが出来ず、年会費・参加分担金を個人で全額負担している者。ただし、年度途中で勤務先の許可が得られた場合は差額を徴収し、次年度以降は通常の年会費を支払う。

例会時の通常費用は年会費から支出する。

会食費や講師への謝礼等、特別な費用は別途徴収することができる。

やむを得ず退会する場合は、残存期間の会費を返却しない。

第13条 [会計年度]

この会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日迄とする。

第14条 [規定外事項の決定]

この規約に定めた以外の必要な事項は、幹事会の決議を経て定める。

第15条 [規約の変更]

この規約の変更は、総会で委任状による出席者も含めた出席者数の過半数の賛成をもって定める。

[付則] [施行・改定日]

この規約は、平成9年4月10日より施行する。
平成22年5月13日に第5条、6条、7条を改定。
平成24年5月10日に第4条②項を改定。
平成30年4月12日に第4条②項、第12条を改定。

補足規程 平成17年4月

◎本会は会員以外に、会の事業遂行に有益と思われる方を、幹事会の承認に基づき、男女問わず会社の意識改革に一翼を担える人をオブザーバーとして有期で若干名選任できる。しかしオブザーバーは会議などで、発言権はあるが議決権がなく、この会では講師などの役目を務めていただく。

以 上